

# 指定外来動植物の指定種リスト

(令和元年11月26日現在)

番号	外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	飼養等の方法	適合飼養等施設
1	イノシシ (リュウキュウイノシシを除く)	西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及 び大島郡の区域	告示で定める哺乳 類の飼養等の方法 による。	施設要件を定める基準に 適合する下記いずれかの 施設 ①おり型施設等 ②擁壁式施設等 ③移動用施設
2	キュウシュウジカ	西之表市(同市馬毛 島の区域を除く。), 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の 区域		
3	ニホンイタチ	西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及 び大島郡の区域		
4	ホンドタヌキ	西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及 び大島郡の区域		
5	インドクジャク	県内全域		
6	ニホンスッポン	西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及 び大島郡の区域	告示で定める爬虫 類の飼養等の方法 による。	施設要件を定める基準に 適合する下記いずれかの 施設 ①移動用施設 ②水槽型施設等 ③人工池沼型施設 ④網いけす型施設
7	オキナワキノボリトカゲ	県内の区域のうち, 奄美市及び大島郡を 除く区域		

番号	外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	飼養等の方法	適合飼養等施設
8	アフリカツメガエル	県内全域	告示で定める両生類の飼養等の方法による。	施設要件を定める基準に適合する下記いずれかの施設 ①移動用施設 ②水槽型施設等
9	コイ	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	告示で定める魚類の飼養等の方法による。	施設要件を定める基準に適合する下記いずれかの施設 ①移動用施設 ②水槽型施設等 ③人工池沼型施設 ④網いけす型施設
10	グリーンソードテール	県内全域		
11	アメリカハマグルマ (ミツバハマグルマ)	県内全域	告示で定める植物の飼養等の方法による。	施設要件を定める基準に適合する下記いずれかの施設 ①移動用施設 ②屋内栽培施設 ③ほ場型施設
12	ホテイアオイ (ウォーターヒヤシンス)	県内全域		
13	ポトス (オウゴンカズラ)	奄美市及び大島郡の区域		
14	ムラサキカッコウアザミ (オオカッコウアザミ)	県内全域		